

高松市非強制徴収債権回収等業務委託の提案公募に関する質問及び回答

No.	質問事項	回答
1	(1)文書催告 受託者は、委託債権の滞納者に対して、簡易書留にて催告書を送付するとありますが、全て簡易書留でしょうか？普通郵便は不可でしょうか？	仕様書に記載のとおり、簡易書留での催告書送付をお願いいたします。
2	仕様書7(1)文書催告 ①文書催告は、簡易書留や特定記録での送付が必須でしょうか。 ②「郵便が宛所尋ね当たらず、～所在調査を行う。」と記載がありますが、「6滞納者に関する調査(1)」同様に委託者が所在調査を行うという認識でよろしいでしょうか。	①仕様書に記載のとおり、簡易書留での催告書送付をお願いいたします。また、返戻された場合、特定記録郵便での再送をお願いいたします。 ②お見込みのとおりです。
3	仕様書7(3)納付相談会の実施 ① 納付相談会はリモートでの実施は可能でしょうか。 ② 過去1年間の納付相談会の実績をご教示いただけますか。	①仕様書に記載のとおり、納付相談会は滞納者のうち面談の納付相談を希望する者について、高松市役所本庁舎内で開催を予定しております。リモートでの実施は想定しておりません。 ②納付相談会の実績はありません。
4	今回の債権に関しましては、指定公金事務取扱者として当方の専用口座使用ではなくて、貴市における納付書を使用して滞納者に支払わせる方法でしょうか？ またその場合、当方で分割の約束をした後から貴市に納付書の発行を依頼し、滞納者へ送付をすると思うのですが、その流れをご教示いただければと思います。	お見込みのとおり、滞納者には、本市の納付書を使用してお支払いいただきます。 分割納付の約束時についても、お見込みのとおり、御社から本市に納付書発行の御依頼をいただき、本市から滞納者へ送付する流れです。
5	仕様書7(6)納付指導、法的措置の検討 ①「委託者が作成する納付書を利用して公金を支払う」と記載がありますが、滞納者からの支払い、納付書対応のみになりますか。滞納者から弊所に銀行口座への入金も可能でしょうか。 ② ①の銀行口座入金が可能な場合、貴庁への送金方法は、銀行口座や納付書などどのような方法になりますか。 ③ ②で納付書での送金の場合、納付書の発行は「1月ごとに1枚」か「1債務者ごとに1枚」か「1債務者の1月ごとに1枚」かご教示ください。	①仕様書に記載のとおり、滞納者には、本市の納付書を使用してお支払いいただくのみとなります。滞納者から御社の銀行口座へ入金いただくことは不可です。 ③納付書の発行枚数に制限を設ける想定はしていません。
6	法的措置の実施に関しましては、毎年どのくらいの件数を予定されているのでしょうか？ また法的措置を実施する判断がなされた債権とはどのような債権でしょうか？また定義はありますでしょうか？ 強制執行の実施に関しましては、同様にどのくらいの件数を想定されているのでしょうか？	仕様書に記載のとおり、文書催告、電話催告、任意交渉、納付相談会、履行遅滞時の納付指導後も納付等がない滞納者については、法的措置の必要性を受託者で検討、判断いただきます。その後本市と協議し、事案内容等を確認した上で、本市が措置を行うと決定したもののについて、法的措置を実施します。 そのため定義はなく、法的措置及び強制執行の件数については、委託料の上限額の制限はありますが、想定しておりません。
7	受託者が法的措置の必要性を判断した債権とありますが、あくまで受託者が法的措置や強制執行の判断をするといった認識で間違いないでしょうか？	委託した債権について法的措置の必要性を受託者で検討、判断いただきますが、その後本市と協議し、事案内容等を確認した上で、本市が措置を行うと決定したもののについて、法的措置を実施します。 強制執行については、仕様書に記載のとおり、債務名義のある債権について、受託者と本市で協議の上、実施します。

高松市非強制徴収債権回収等業務委託の提案公募に関する質問及び回答

No.	質問事項	回答
8	仕様書8(1)訴訟予告通知 法的措置の実施の判断は、受託者と委託者の協議の上、判断するという認識でよろしいでしょうか。	受託者と委託者の協議の上、事案内容等を確認し、本市が措置を行うと決定したものについて、法的措置を実施します。
9	仕様書11・12相談業務や職員研修は、リモートでの実施は可能でしょうか。	仕様書に記載のとおり、相談業務は面談で実施するものとします。 職員研修についても、リモートではなく、本市会場にお越しいただく対面型研修とします。
10	仕様書 別表 予定債権一覧 委託予定債権の詳細をご教示ください。ご回答公表日時点で問題ございません。 ① 初回委託予定債権の件数・金額 ② ①のうち、納期限から5年未満の債権の件数・金額 ③ ①のうち、納期限から5年以上経過した債権の件数・金額 ④ ①のうち、他の弁護士事務所やサービサー等に委託済みの債権の件数・金額 ⑤ ①のうち、今まで委託したことがない債権の件数・金額	①仕様書 別表1に記載の件数、金額です。 ただし、提案公募実施時点の数値であり、今後各債権の状況により増減する可能性があります。この点については、以下の②～⑤についても同様です。 ②13件・4,915,290円 ③18件・15,881,052円 ④14件・14,864,502円 ⑤17件・5,931,840円

回答公表日：令和7年4月25日

高松市財政局税務部納税課債権回収室